

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

キタイ設計株式会社
滋賀県近江八幡市安土町上豊浦1030

2. 指名停止措置期間

平成26年1月6日から平成26年2月5日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要：

キタイ設計株式会社は、滋賀県が事業主体となって実施した防災ダム事業の幹線分水工の設計が適切でなかったとして、会計検査院が不当事項として内閣に決算検査報告を送付した。このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第3号（過失による粗雑工事）に該当し、契約相手方として不適当と認められるとして、近畿中国森林管理局より1ヶ月間の指名停止を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については1ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為)
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070